

令和元年度第1回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 令和元年 8 月 28 日 (水) 10:00~11:30
2. 開催場所 : 奈良県経済倶楽部 大会議室
3. 出席者
 - 環境影響評価審査部会委員 : 5 名
藤井部会長、高田委員、前迫委員、前田委員、山田委員
 - 事務局他 : 7 名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課)
4. 傍聴者等 : 0 名
5. 議題 : 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備書
に対する意見について
6. 配付資料
 - 資料 1 環境影響評価準備書の送付について
 - 資料 2 環境影響評価準備書に対する意見について (諮問)
 - 資料 3 環境影響評価準備書説明会の実施状況の報告
 - 資料 4 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備
書 (既送付)
 - 資料 5 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設の概要・調査結果・環境保
全措置・事後調査の説明資料
 - 資料 6 審査部会における意見概要、事業者の見解
7. 議事概要 : 事務局より、準備書が提出され環境審議会会長に諮問を行った旨説明した後、
事業者が準備書の概要について説明。その後、事前意見に対する見解について説
明を行い、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

藤井部会長：お気づきの点がありましたらご意見をお願いしたいと思います。

山田委員：ごみの処理方式が絞られて、焼却灰の量が出ましたので、こういう質問をさせていただくのですが、なぜ10ないし30%の削減が可能になったのでしょうか。集められるごみの量が減ることになるのか、新しい施設で上手に処理するから少なくなるのか、どうなのでしょう。

事業者：ごみ量が減りますと、焼却灰及び飛灰の量は当然減ります。人口減等も加味されておりますし、10市町村に分別基準が設定されて、統一されておりますので、リサイクル率を高めるという意味で、可燃ごみの量を極力減らすという計画でございます。

また、新施設になりますと、ごみの焼却灰の発生量が抑制されるということで、現在の施設より、同じ焼却形式ですけれども発生量が少なくなる、ということも加味させていただきまして、この数値ということになっております。

山田委員：発生するごみ量が少なくなっていくというのは、これは施設が出来るから、ということは直接関係無いですね。各市町村での努力の結果そうなる。この新しい施設でうまく処理して、焼却灰を減らす。もう一つはリサイクル施設を設けて、燃やさなくても良いものは資源として利用することによって減少するといったその辺のことをもう少し詳しく、分かる範囲で評価書に書いていただければと思います。

それから「廃棄物搬入車両」という言葉が使われていますが、この（準備書での）廃棄物等というところの評価の文章では、廃棄物が減った、というのは稼働による廃棄物と書かれているように、施設から排出される、これを廃棄物としていますね。そうすると、施設に入ってくる方の廃棄物と、その辺が読んでいて誤解するところがあるので、出来たら区別すれば、わかりやすいのではないかと。例えば、入ってくる廃棄物の方は「ごみ」とするとか、出て行く方は「焼却灰」とするとか、見ていくときに廃棄物というのはどっちの廃棄物なのか分かるようにしていただければと思います。検討して下さい。

事業者：評価書の方で分かりやすい記述を検討させていただきます。

山田委員：それから、ごみの処理方式で、かなり灰の量が違うんですが、これは流動床の場合には飛灰が多くなるけれども、全体ではよく燃えて少なくなる、ということですか。

事業者 : 焼却炉の形式には特徴がございます。ストーカ炉の場合は、階段式の火格子がありまして、それを動かしながらごみが階段式に下へ降りていって焼却する方式です。流動床方式につきましては、砂を熱した中にごみを入れて、酸素を入れ込んで砂と一緒に焼却していく。飛灰が上昇しますので、飛灰の量は非常に多いです。流動床の場合は、下の方に不燃物とか鉄とか、砂が残るんですけども、非常に焼却灰は少ないです。合計しましたら、若干流動床方式の方が、焼却灰+飛灰の量が若干少ない、という結果でございます。ごみ処理にはそれぞれ形式がございますので、飛灰の量と焼却灰の量が形式によって変わる、ということでございます。

山田委員 : 561ページの評価結果で、廃棄物量を出来るだけ抑制して、処分量を減らす努力をしているということで評価します、となっています。そういうことになると、流動床の方が、廃棄物量が少なくなるので、その点では流動床の方が良いということによろしいのでしょうか。他の項目でどうなるかは分かりませんが、廃棄物に関しての点で考えれば、そういう評価ということになるのですけれども。

事業者 : 廃棄物の発生量の数値は、メーカーへの聴き取り事項でございまして、流動床はやっているメーカーが少ない部分がございます。ストーカ炉につきましては多数のメーカーがやっておられるんですけども、それぞれ平均値を取らせていただいて数値として掲載しているところです。確かに、数値の面で取りますと、平均値ですけども流動床の方が最終処分量につきましては小さい、という結果でございます。

山田委員 : これはまだまだ方式は決まらないのですね。評価書を出す段階では。

事業者 : 評価書の段階ではまだ決まっておりません。今、事業者の選定を進めております。事業者の決定が、令和2年の4月下旬になりますので、事業者が決まった時点で炉の形式が決まる、というところでございます。

山田委員 : 評価のところですね、今回、リサイクル施設を設けて焼却するごみを出来るだけ減らす、なので廃棄物が少ない、焼却灰が少ない、という風に書かれると良いのじゃないかと思ったのです。これは私が言うことじゃないかも知れませんが。

事業者 : 委員ご指摘の通り、組合といたしましては、焼却量を減らすというのが目的の

一つでございますので、分別基準は統一させていただいて、今分別を積極的にやられていない市町村につきましても、新施設稼働までにはきちっと分別して、やっていただけることをお約束していただいている状況です。

山田委員：この件については、今日はここまでで結構です。

藤井部会長：他にご意見等ございますでしょうか。

前迫委員：私の専門ではないですけれども、施設の形が少し気になって。景観との関係性でいうと、真四角なものが突然色んな眺望で現れるというのと、若草山とかいわゆる大和青垣の景観の中に位置しているのが非常に顕著に見えるので、これからデザインとか考えられるんだろーとは思いますが、真四角な形状とか、真っ白とかのデザインをどれぐらい考えておられるのかお聞きしたい。後、今更ですけれども、白川ダムって何ダムになるのか、どういう利用をされているのかということ。あんまりここには白川ダムの位置づけとか書いておられないんですけれども、非常に近いところに建てられるということもあって、白川ダムがどういう風に、治水ダムなのか利水なのか、どういう形で利用されるのかというのをどこかに書かれると良いかなと思ったので。もし書いてあるのであれば、どこに書いてあるかを教えていただければ。とりあえず2点、よろしくお願いします。

事業者：まずデザインについてでございますけれども、形状もございまして、デザインについては提案者からデザインが出てくる形になっておりますけれども、基本的にはシンプルなデザインで周辺環境にマッチしたものを提案しなさい、という形で提示しております。白川ダムの用途につきましては、農業用水と洪水調整機能を併せ持ったダムでございます。

前迫委員：ありがとうございます。そうするとデザインについては、今仮のコンテであるということで、それが決まった時には、別にここでの議論はしない、ということですか、適正であるとかどうかの。

事業者：そのような形になると思います。

前迫委員：そうですか、じゃあ意見はつけられるということですか。意見は出せませんか。

事業者 : 先程申しましたように、要求水準書の中に、調和するという表現をさせていただいています。

前迫委員 : 今の形ってほんとに真四角で、煙突の高さは59mでもう決まっているので、ああいう風になるんだろうと思うんですが、とにかく調和していない形が入っているので、問題として。そこは十分に検討していただきたいということで、どこかに明記していただければありがたいんですが。

事業者 : 今の形については、基本的なものを入れさせていただいておきまして、先程も申しましたように、シンプルなデザインで周辺と調和の取れた設計・計画をしない、という形で入れさせていただいておきまして、あまり細かいところまでの表記というのはなかなか出来ないものでして。

前迫委員 : そんなに凝って欲しい、というのではなくて、今とにかく真四角な真っ白いものがそこにあるんですけども、屋根の勾配であるとか、建屋の高さも、煙突は59mと決まっているらしいですけども、どういうものになるかというのは、眺望と関連して非常に気になるので、十分に、奈良県の方でも留意いただければと思いますので、意見としてとどめておいていただきたいと思います。

後、白川ダムは農業用水になるということなので、これは基準値としては、色んな物質は基準以下であるということなんですけど、それは大気中の物質であったり、流れる水質にしても、流れ込む形になるのか、地形的にダムの方に、雨水なり何なりの形で、施設から出る水は川の方へ行くと思うんですけども、ダムに流入する物質、水質というんですかね、農業用水に利用されるのであれば、その所はどういう風にダムと関係するのか、というのは何か図はあるんですか。ダムと施設から出る水関係、あるいは物質関係とダムとの関連性が分かる図なりデータなりは。

事業者 : 図面的には資料5のスライド37で、白川ダムに流入する流域につきましては、施設よりも上流になっておりますので、直接、施設からの水は流入しないと。

前迫委員 : ダムの方が上ですか。

事業者 : ダムの方が上です。

前迫委員 : 分かりました。ありがとうございます。以上です。

高田委員 : 私からも。先程前迫先生がされた最初の方の質問、景観に調和した、という項目で、私も実は気になっています。形もさることながら色が白、というのも相当目立ちます。緑の中の白、ということで、調和するというのはどの程度制約条件として効くのか、やっぱり気になります。入札したら費用の問題で一番安いものが採択されてしまいかねない、という危惧を抱きます。調和した、というのをどの程度評価する予定なのか、どういう方向で評価するのか、を伺っておきたいんですけども。

事業者 : 先程の回答と関係するのですが、準備書の537ページを見ていただけますでしょうか。こちらに景観についての環境保全措置の内容が示されておりまして、配慮書・方法書段階から景観の意見を受けて、準備書ではこういったことを守っていきましょうということで文言としては載せています。パースやフォトモンタージュについては今の想定ということで案ですので、この通りの色になるとは限らないです。こちらの文章で示しているような内容で、ちょっと具体性が足りない、ということであれば、例えば、彩度とか明度とか、こういった形が良いんじゃないかといったご意見を入れる、ということになるかと思えます。

また、評価につきましては、選定基準の中に盛り込んでおりまして、景観についても、色、形、鮮明さ、シンボル性とか周辺環境との調和等の表記をさせていただいておりまして、ホームページにも載せておりますが評価基準点という形で、評価する形になっております。

高田委員 : 最終的には選定委員会みたいなものが決めるんですか。

事業者 : 専門の先生に入っていたいただいた選定委員会を設けておりますので、その中で。

高田委員 : 検討・審議されるということですね。分かりました、ありがとうございます。もう1点。資料3で住民説明会の住民意見が記載されていますが、別紙4の7月8日開催のその他の所で、地震とか活断層とか建物のコメントがあり、別紙5の7月13日開催(2)に「史跡調査やトレンチ調査の結果が準備書に示されていませんが、記載しないのでしょうか。」という意見があったりして、これは環境審議会に直接どう関係するかは微妙な所ですが、希望としましては、せつかくこういう調査をされているので、差し支えない情報は出来るだけ公開していただけないでしょうか。準備書に書かなくても構わないので、別のところ、例えばホームページなどで、そういう調査をした結果を公開しています

とか、配慮いただけないでしょうか。この辺りちょっと確認させていただきたいのですが。

事業者 : 今ご質問いただいたトレンチ調査については、ホームページで公表させていただいております。

高田委員 : そうですね、ありがとうございます。分かりました、それで結構です。

藤井部会長 : 他に何かございますでしょうか。

高田委員 : 今の住民説明会の所で、7月13日開催の環境影響評価の6番に、大気質の調査地点が櫛本町に偏っているのではないのでしょうかというコメントがあります。大気の専門家の方がここが良い、ということでやられているのではないかと思いますし、居住地に近い所でやるというのは合理的で分かりやすいですが、後で拝見したら、山側の北東側とか北北東側はあまり地点がないですね。

確かに恒常的に人が住まれている所というのは大事で、それなりに科学的な合理性もあると思うんですが、一般的な感覚としては、北東側にも一点でも良いから観測点があった方が良いというのは、感覚的には分かります。今更かも知れませんが、事後調査で臨機応変に測定地点を検討すると書かれているので、その辺も十分配慮された方が良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

事業者 : 今仰っていただいたように、住民からの意見が出ましたので、事後調査については、事前調査の箇所とそれ以外に調査をやります、ということで回答しておりますので、その方向で進めたいと思っております。

高田委員 : はい、ありがとうございました。

藤井部会長 : 水質の方で、環境保全措置として濁水とかその辺りの所は常時監視されていくということでよろしいでしょうか。途中で適当にポンポンと測るのではなく、ずっと測って、異常が生じたらそれぞれ個別に措置していくということでよろしいでしょうか。

事業者 : 水質につきましては、常時測るというのではなくて、期間を決めて測定したいと思っています。

藤井部会長：もしかしたら目視で、濁水が非常に強く出ているなと思ったら測って、異常があればその辺の対策をそれぞれ取る、というのか、何か出てしまったからそうなのかなと。一応予測結果では現況を下回る濃度だから問題無いだろうとしてしまうのか、その対策をどう取られるのか考えがあれば教えていただきたいと思います。

事業者：水質の保全措置については、準備書の443ページに一覧表で整理をしてあります。沈砂設備の設置や、濁度及びpHの測定といったこともありますけれども、まだ事業計画・施工計画が定まっておりませんが、ご意見を踏まえて、出来るだけ台風とか集中豪雨が予想されるような時には測定の頻度を多くする等、そういった配慮を検討したいと思います。

藤井部会長：他に何かございますでしょうか。

前迫委員：506ページに、事業対象地域と、その他の生態系の図が準備していただいているんですけども、この事業対象実施区域の所は改変されるけれども、その他の所は全く現状維持なのか、あるいは何らかの整備をされるのか。ということと、ため池がいくつかあるんですが、それはそのまま維持されるのかどうか。ご説明いただいたかも知れませんが、もう一回補足をお願いします。

事業者：点線で囲まれた中でしょうか。対象事業実施区域内でしょうか。

前迫委員：実線で囲まれた所は対象事業実施区域という風に分かるんですが、その他の所はもう全く手をつけないというか、現状維持のままという理解ですか。

事業者：手をつけないということで。

前迫委員：そうしたら、ため池とか今はどのくらい使われているのか分からないですが、農業用水か何かでため池として使っている所は、そのままため池として使われていく、ということよろしいですか。

事業者：現状のままです。

前迫委員：現状のままですね。で、白川ダムの方は標高が高くて、東側の方が上流側、という地形になっているということですね。この辺のため池は、地図上では隣接して見えるんですが、このままの形状で維持できていく、ということよろしい

いですか。

事業者　：特に変更はありません。

前迫委員　：分かりました、ありがとうございます。以上です。

藤井部会長：それでは時間になりましたので、今日委員から意見やコメントがあったと思いますが、事業者の方で検討いただいて次回報告いただければと思います。委員の先生方でお気づきの点がありましたら、事務局を通じて意見をいただければ、事業者からコメントをいただく形をとりたいと思いますのでよろしくお願いたします。それでは進行の方を事務局に返させていただきます。